

「WT1 mRNA定量」 検体検査実施料に係るお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より格別のお引き立てをいただき、厚くお礼申し上げます。

さてこのたび、下記項目につきましては令和4年度診療報酬改正により、急性リンパ性白血病(ALL)に対する診療報酬の算定が可能となりましたのでご案内いたします。

当該検査はこれまで急性骨髄性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月1回を限度で算定可能としてご利用いただきましたが、今般の改正により急性リンパ性白血病(ALL)に対して適用が拡大されましたので、宜しくご利用の程お願い申し上げます。

敬具

記

対象項目

- [07778]WT1 mRNA定量〈血液〉
- [07985]WT1 mRNA定量〈骨髄液〉

改正内容

検査項目	実施料	(新)区分番号と算定留意事項	判断料
WT1 mRNA	2520点	D006-9 WT1 mRNA WT1 mRNAは、リアルタイムRT-PCR法により、急性骨髄性白血病、急性リンパ性白血病又は骨髄異形成症候群の診断の補助又は経過観察時に行った場合に月1回を限度として算定できます。	100点 (遺染)

※令和4年4月1日より算定可能です。

